

IV 情報システム関連業務委託共通仕様書 第1編 総則	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
IV - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義 27 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 IV - 1 - 1 - 1 - 2 7 再委託 1 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等 (2) その他委託業務に係る仕様書に定める事項 2 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 3 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。 4 受注者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。 なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。 IV - 1 - 1 - 1 - 3 7 調査・試験に対する協力 受注者は、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 1 暴力団等の排除について 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	IV - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義 27 「協力者」とは、受注者が委託業務の遂行にあたって、再委託及び再々委託する者をいう。 IV - 1 - 1 - 1 - 2 7 再委託 1 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。 (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等 (2) その他委託業務に係る仕様書に定める事項 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」及び「再委託等に係る情報セキュリティ報告書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 承諾を得た再委託については、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」を発注者に提出するとともに、「再委託等に係る情報セキュリティ確認書」を再委託先と取り交わし、その写しを発注者に提出しなければならない。再委託先から別の第三者（以下「再々委託等先」という。）に委託する場合も、同様に再々委託等先からも情報セキュリティ確認書を取り交わし、その写しを発注者に提出しなければならない。 また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合（再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など）、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加、変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」及び「再委託等に係る情報セキュリティ報告書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。ただし、情報処理システム開発等において総合評価落札方式を採用し、システム構築体制に再委託相手先も含めた評価項目の審査を設定している場合等に、受注者となった者が再委託相手先等を公表できないことについての理由を「確認書兼理由書」により申し出た場合はこの限りでない。 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。 なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。 また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。 IV - 1 - 1 - 1 - 3 7 調査・試験に対する協力 受注者は、発注者が自ら又は、発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。 IV - 1 - 1 - 1 - 3 8 暴力団等の排除について 1 暴力団等の排除について 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	

IV 情報システム関連業務委託共通仕様書 第2編 情報システム関連業務	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
第1章 情報システム業務	第1章 情報システム業務	
第2節 一般事項	第2節 一般事項	
IV－2－1－2－2 関連法規の遵守 （4）大阪市 ICT 戦略の推進に関する規程	IV－2－1－2－2 関連法規の遵守 （5） 大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程	
第3節 委託業務処理	第3節 委託業務処理	
IV－2－1－3－2 再委託	IV－2－1－3－2 再委託	
1 契約書第16条第3項に基づき、再委託を行う場合は、再委託の内容、それに含まれる情報、再委託先、再委託業務に携わる従事者の氏名、作業場所及び個人情報等管理を含めた再委託先に対する管理方法等を事前に書面により発注者に提出しなければならない。また、内容の変更を行う場合も同様とする。	1 受注者は、業務を再委託 等 に付するときは、受注者の責任をもって、当該再委託 等の相手方 に対して、情報管理義務及び機密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。	
ア 再委託承諾申請書	2部	【様式IV－2－1－2】
イ 再委託業者通知書	2部	【様式IV－2－1－4】
ウ 再委託に係る情報セキュリティ報告書	2部	【様式IV－2－1－5】
エ 再委託に係る情報セキュリティ確認書	2部	【様式IV－2－1－6】
オ 確認書兼理由書	2部	【様式IV－2－1－7】
2 受注者は、業務の再委託を行うときは、受注者の責任をもって、当該再委託先に対し、情報管理義務及び機密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。	2 第1項及び第2項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再委託 等 及び作業を中止させることができる。	
3 第1項及び第2項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再委託及び作業を中止させることができる。		